

平成29年度

外国人留学生奨学金

評価表

NO.

35

所管部課名	交通貿易課		担当者	山元 一将				
事務事業名	国際交流協会運営事業費							
根拠法令	商工観光部関係補助金等交付要綱、外国人留学生奨学金支給要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	990 千円	国県支出金 千円	一般財源 990 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	支給人数		10人		平成34年度			
成果指標②	支給金額		1,100千円		平成34年度			
補助対象者	外国人留学生（本市に居住、在留カード交付、大学に1年以上在籍予定等の全てを満たす者）							
補助対象経費	外国人留学生に対する奨学金							
補助対象事業・活動の内容	本市へ留学する学生に対し、経済的援助が必要な学生に奨学金を支給することにより、国際化に資する人材の育成及び市民との友好交流活動等を推進する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☒ その他						
補助金額又は補助率	奨学生1人当たり月額1万円							
上記項目の積算方法	奨学生1人当たり月額1万円							
補助を受ける 過去3年の事業（団体）等の 決算状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	630,000	100.0%	930,000	100.0%	820,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	630,000	100.0%	930,000	100.0%	820,000	100.0%	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
（翌年度繰越金）								
計		0		0		0		
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		63		93		82		
成果指標の推移①		6		9		8		
成果指標の推移②		630,000		930,000		820,000		
特記すべき事項等	【今年度改善点】 【前回評価】平成26年度評価「現状のまま継続」 奨学金を受けた学生のその後の動向を把握されたい。 【前回評価への回答】日本及び自国の日系企業に就職したと聞いている。 【事業のPR方法】外国人留学生を受け入れている大学と密に連絡をとっている。 【費用対効果】国際交流センターにおいて、外国人留学生による市民向けの国際理解講座を実施している。 【補助事業以外の事業】 【その他】							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	補助金を受けている外国人留学生による国際理解講座を国際交流センターにおいて市民向けに実施しており、不特定多数の市民の国際化に対する理解を得ている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当 奨学金の受給資格要件において、留学生活上経済的援助が必要であるとみとめられる者との条件があり、社会的弱者の救済を実施している。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	補助金を受けている外国人留学生による国際理解講座を市民向けに実施するなど、国際交流活動に寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	行政及び行政以外の者による協調補助が望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	経済的援助の一部であり、適切だと認められる金額の範囲内である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	外国人留学生への奨学金であり、通常4年間の支給であり、半永続的な補助ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市の行事等、語学を活かしたボランティア活動にも積極的に参加している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該補助制度が最も適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	経済的援助の一部であり、妥当だと認められる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 奨学金制度は、国際交流事業の政策に大きな役割を果たしており、卒業後留学生が学校で学んだ日本の文化、語学力等を活かし国際社会で活躍できるようにするためにも、今後も継続するものが必要がある。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

外国人留学生奨学金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第101号）第2条の表に掲げる外国人留学生奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 奨学金の支給を受けることができる外国人留学生は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の規定により本市の住民票に登録されている者で、次の各号のいずれにも該当するもの（国費外国人留学生制度実施要領（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に規定する国費外国人留学生を除く。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（本市に所在するものに限る。以下「大学」という。）に1年以上在籍する予定の者
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4に掲げる留学の在留資格を有する者
- (3) 学業及び人物が優秀であり、かつ、心身ともに健全である者
- (4) 留学生活上経済的援助が必要であると認められる者

(支給の申請)

第3条 奨学金の支給（第6条第1項の規定により支給期間を更新するときを含む。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、外国人留学生奨学金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 推薦書（様式第2号）
- (2) 在留カードの写し
- (3) 在籍証明書（様式第3号）
- (4) 成績証明書又はこれに類する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受給資格を証明する書類で市長が必要であると認めるもの

(支給の決定等)

第4条 申請者から前条の規定による申請があったときは、内容の審査を行い、当該年度の予算の範囲内において、奨学金の支給の可否を決定する。

2 前項の規定により奨学金の支給を決定し、又は却下したときは、外国人留学生奨学金支給決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知する

ものとする。

- 3 奨学金の支給の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、直ちに誓約書（様式第5号）及び保証書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（奨学金の額）

第5条 奨学金の額は、奨学生1人当たり月額1万円とする。

（支給期間）

第6条 奨学金の支給期間は、当該奨学金の支給を決定した日の属する年度の4月から開始し、当該年度の3月をもって終了する。この場合において、通算して4年を限度とし、当該支給期間を更新することができるものとする。

- 2 前項の規定を適用する場合において、5月以後に支給の決定があったときは、同項中「年度の4月」とあるのは「日の属する月」と読み替えるものとする。

（支給方法）

第7条 奨学金の支給については、毎月末日までに口座振替の方法により行う。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、数箇月分を合わせて支給することができる。

（届出）

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
- (2) 休学し、復学し、又は退学するとき。
- (3) 奨学金の支給を辞退するとき。
- (4) 停学その他の処分を受けたとき。

（支給決定の取消し等）

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給の決定を取り消し、又はその支給を停止する。ただし、当該奨学金の停止の事由が生じた日において、当該日の属する月の日数の2分の1を超えている場合は、当該日の属する月の奨学金は支給するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学金の支給を辞退したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けたとき。
- (4) 第2条に規定する受給資格に該当しなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと市長が認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により奨学金の支給の決定を取り消し、又はその支給を停止するときは、外国人留学生奨学金支給決定取消通知書（様式第7号）又は外国人留学生奨学金支給停止通知書（様式第8号）により本人にそれぞれ通知するものとする。

- 3 第1項の規定により支給の停止を受けたときは、第6条第1項中「当該年度の3月」とあるのは「当該支給の停止を受けた事由の生じた日の属する月」と読み替えるものとする。

(支給の休止)

第10条 市長は、奨学生が休学したときは、奨学金の支給を休止することができる。

- 2 前項の規定により奨学金の支給を休止することができる期間は、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までとする。ただし、当該期間が1箇月の2分の1未満であるときは、この限りでない。

(奨学金の返還)

第11条 市長は、第9条の規定により奨学金の支給の決定を取り消し、若しくはその支給を停止し、又は前条の規定により奨学金の支給を休止したときにおいて、既に奨学金を支給しているときは、奨学生にその一部又は全部の返還を請求することができる。

(効果の測定)

第12条 外国人留学生奨学金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、奨学金の支給を受けた者の数をもって測定するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 外国人留学生奨学金支給に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。